

名教委学 272 号
令和 2 年 4 月 30 日

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校における一斉臨時休業の再延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和 2 年 2 月 25 日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づいて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでいるところです。

現在、県内多くの小中学校及びすべての県立学校において、臨時休業を実施しているところでありますが、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、県立学校においては休業期間が 5 月 7 日（木）から 2 週間程度、再延長されました。

つきましては、本市においても、同様の認識の下、感染拡大防止に努めるため、下記のとおり措置を講じます。

なお、今後の始業式や入学式等の学校再開については、状況に応じて本市ホームページや学校ホームページ、学校マーリングサービス等で情報提供するよう必要に応じて対応をとっていただくようお願い致します。

また、今回の臨時休業再延長に伴い、児童生徒の学習の保障等につきましては、（別紙 1）のとおり各学校において適切に対応されますようお願い致します。

1 臨時休業再延長期間 令和 2 年 5 月 7 日（木）から 2 週間程度

※ 学校再開日は、県立学校の方針に準じて通知する。

問い合わせ先

名護市教育委員会 学校教育課
学校指導係 係長 宮里または根路銘
TEL:53-1212（内線 385）
E-mail:takuya-m@city.nago.lg.jp

(別紙1)

名護市立小中学校長 殿

名護市教育委員会学校教育課

名護市立小中学校における一斉臨時休業の対応について

1 臨時休業再延長期間について

- ① 5月7日（木）から2週間程度

※ 学校再開日は、県立学校の方針に準じて通知する。

※ 状況によっては、早めの再開やさらなる延長措置が予想されるため

- ② ただし、名護市内にコロナウイルス感染者が出た場合、最新感染者の出現から2週間の市内小中学校の休業を実施する。

2 分散型登校日の設定について

- ① 各学校においては、週1回程度の分散型の登校日を設ける。

【設定理由】適切な家庭学習の実施と健康観察、始業に向けて児童生徒と学校・教師のラポート形成が必要であると考える。ただし、感染拡大防止（3密を避ける等）に留意した実施を求める。学校規模・状況において学校長が登校日の設定は難しいと判断した場合は、その限りではない。

- ② 分散型の条件として、各教室10名以下の児童生徒の受け入れを原則とする。

※ 詳しくは、「5 臨時休業期間中の登校日の設定について」にて確認すること

3 始業式及び入学式について

- (1) 始業式：学校再開日実施

- (2) 入学式：学校再開2日目実施

① 3密を避ける方法で実施する。

② 参加者は全員マスク着用を義務付ける。

③ 体調不良のものは参加させない。

④ 式場設定において、ソーシャルディスタンスを考慮し、席と席の間を2m程度あけることを条件とし、学校規模によって参加者の人数を制限する。

- (3) 留意点

① 37.5度以上の発熱または、体調不良（咳、倦怠感など）がある場合や、健康に不安のある児童生徒（微熱、風邪症状等）、保健所に濃厚接触者とされた児童生徒は、登校させないよう周知すること。

② 児童生徒・保護者から登校できない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で柔軟に対応すること。

- ③ 感染拡大予防対策（マスク着用、手洗い・うがい、手指消毒、換気、教室等使用後の消毒等）を徹底すること。

※ マスクについては、市販品の品薄状況が続いていることから、手作りマスクなどで対応するよう、各学校のHP等で周知すること。着用を忘れた児童生徒については、できるだけ式に参加できるよう各学校において配慮すること。)

- ④ 医療的ケアを必要とする児童生徒や、基礎疾患等がある児童生徒については、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。（教保1865号令和2年3月30日付第14報別添1参照）

4 休業期間中における児童生徒の学習の保障等について

- (1) 学校休業延期措置が実施された場合、新たな学習課題の提供を行う。
- (2) 提供の仕方は、学校の状況に応じて工夫する。（登校日の設定、保護者への来校依頼、家庭訪問等）
- (3) 学校のホームページへの課題の掲載及び更新を随時行うこと。また、課題の把握等は、地域の感染状況と学校規模を踏まえ、各学校で工夫（電話連絡、個別登校、家庭訪問等）して行うこと。
- (4) 文部科学省通知「臨時休業中の学習の保障等について（新規） 2文科初第154号令和2年4月21日）を参考に、家庭学習の充実を図る。
- (5) 文部科学省の「子供の学び応援サイト」等の外部学習支援サイトの活用を図る。

5 臨時休業期間中の登校日の設定について ※市教委として推奨

- (1) 登校日の設定頻度
- ① 週1回程度とする。
- ② ただし、感染の状況に応じて登校日の実施の有無について判断すること。
- (2) 学校休業期間中における登校日の出席等の取り扱い
- 休業期間は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱い、授業日数には含めない。
- (3) 登校日の実施方法
- ① 原則、分散登校とする。
- ② 集団感染のリスクを高める3つの条件（密閉、密集、密接）が重ならないよう、クラスの人数を制限し、実施する。その際、教室に集める人数は10名以下をめどとする。
- ③ 学年別、学級別、学級内グループ別など、学校の状況に応じて日時を割り振り、短時間での実施等、対策を講じる。
- ④ 登下校や教室外での児童生徒同士の接触について、適切な指導を行う。
- ⑤ 終了後には、速やかに下校するよう周知すること。
- (4) 学習支援の取組強化
- ① 教科書及び副教材等に基づく家庭学習を課すこと。（予習学習を主とすること）
- ② 児童生徒の学習状況を随時把握し、再開後の学習指導に生かす。
- ③ 課題の内容は、1週間程度で取り組める内容とすること。
- ④ 学習課題として技能教科を含めてもよい。
- ⑤ 家庭学習の取組状況に対して、肯定的評価を心がけること。（家庭学習ができないことを責めない。励ます態度で接すること。）

(5) 学習評価について

- ① 家庭学習は評価の対象としない。
- ② 課題の提出を成績評価に反映させない。
- ③ 課題のチェック、コメントを行う際は、励ましや肯定的な声掛けを心がける。あくまでも家庭学習は奨励として実施する。

(6) 個別支援について

- ① 登校日を実施する際、兄弟重なりを考慮する。
- ② 登校できない（しない）児童生徒については、電話等で確認したり、家庭訪問等（玄関訪問）を通して、支援する。
- ③ 児童生徒の健康観察と同時にストレスや悩み等について、適切に対応すること。
- ④ 特に前年度からの不登校児童生徒に対して、先だって家庭訪問を行うなど、配慮した対応に努める。

(7) その他

- ① 一週間の計画表の作成と活用（文科省提供資料・学校独自の資料等）
- ② 学校からの連絡、児童生徒の学習状況把握において、セキュリティに留意しながら家庭 PC・タブレット・スマートフォン等と学校の端末をオンラインでつなぐなど、インターネットを最大限に活用する。

例：LINE 公式アカウント「学校プラン」の活用

→ 保護者からは発信できないので、混乱（荒れ）を最小限にとどめることができる。

：google の活用

- ③ 学校の実態に応じて Web 会議等を活用する。
- ④ 学校図書館における本の貸し出しなどを積極的に行う。